

土木森林環境委員会会議録

日時 平成20年3月6日(木) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後4時27分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 山下 政樹
委員 前島 茂松 清水 武則 望月 勝 竹越 久高
鷹野 一雄 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

議題 (付託案件)

第十五号 山梨県都市公園条例中改正の件
第十六号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
第四十三号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
第四十四号 公共下水道県代行事業施行に伴う受益者負担の件
第四十五号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

(調査依頼案件)

第二十二号 平成二十年度山梨県一般会計予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

第三十三号 平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時06分から11時26分まで、休憩をはさみ午後1時03分から午後2時10分まで、休憩をはさみ午後2時33分から午後4時27分まで土木部関係の審査を行った。

主な質疑等 土木部関係

第二十二号 平成二十年度山梨県一般会計予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(生活関連土木施設整備事業費について)

山下委員

この課別説明書を見たときに最初に思うことが、全部の課というわけではありませんが、どこの課にも先頭に生活関連土木施設整備予算が必ず出てきます。

こんなことを言うと失礼ですが、生活関連といえば実際の話、みんな、生活関連です。別に悪く言うわけではないです。きっと生活関連の中に盛り込んでいるから、この課別説明書の最初のところで、いろいろなところに関するものとして、かなり大きな金額が盛ってあるのだと思います。しかし、それを言い出したら、みんな、生活になっているわけですから、ほかのところにも振り分けることもできるわけです。いろいろな部分でそういう形が必要なのだと思いますが、考え方を教えてください。

小野土木部長

生活関連土木施設整備事業費ですが、これは地域の細かい側溝の改修や清掃業務などが入っているもので、もともとは土木総務課で一括経理していましたが、所属ごとに見ながら進めるほうがいいということで、各課に割り当てたものです。

山下委員

わかりました。いずれにしても、課別説明書の内容も、予算のときになると簡単に終わってしまい、何となく疑念を抱かざるを得ないところもあるので、その辺も考えながら聞きました。

(一般河川改修費について)

次に、土23ページに一般河川改修事業費がありますが、一般河川というのは、いわゆる一級河川とか二級河川ではなくて、要するに、市町村に走っている小さな河川のことをいうのか教えてください。

古屋土木部技監

昔は、県が管理しているのは一級河川と二級河川があり、二級は閉鎖湖の西湖や精進湖などに流れ込んでいる川だけです。あとは一級河川の区間を区切って県が管理していますので、この一般河川改修事業費も一級河川です。国補事業で、廃止になっていますが、笛吹川を19年度まで実施しており、かじ面橋という橋梁の工事が6月ごろまでかかってしまうということで繰り越していますが、予算的には19年度で終わりになりますので廃止にしています。

笛吹川が採択されたころは、小規模河川改修事業の1級2種という格好で10分の4の補助金のものでした。10分の4というのはこの1河川しかなかったものですから、一般河川改修事業費という格好で計上させていただきました。笛吹川がなくなり、あとは補助率がもっと上ですので、廃止となります。

(橋りょう長寿命化計画策定費について)

山下委員

当初予算概要には、24ページに公共土木施設長寿命化計画策定費が載っています。それで、課別説明書の15ページには橋梁の長寿命化計画が出てきますが、内容的には違うのでしょうか。

小島道路管理課長

20年度当初予算の公共土木施設長寿命化計画策定費については、今回は橋梁の長寿命化計画を作成するというので、内容的には橋梁のみをすることになっています。

山下委員 橋だけをやるのか、それとも公共事業全部やるのかを聞いているのです。

小島道路管理課長 橋梁だけの長寿命化です。

山下委員 予算概要には公共土木施設長寿命化計画策定費と出ているのに、なぜ課別説明書には橋だけしか出ていないのですか。

小島道路管理課長 平成19年度の補正予算で公共土木施設全体も含めた計画を策定する中で、この公共土木施設長寿命化計画策定費を計上させていただき、今、基本計画を作成しています。今回、その中で特に長寿命計画を策定するために必要な点検成果が整っている橋梁の長寿命化のみをやるということで、課別説明書等には橋梁長寿命化策定費が特出しで表現されています。

山下委員 財源も少なくなっていますから、公共事業全体の中で、立派なものをつくったら、30年たったら建てかえるのではなくて、少しずつ使って、それを50年でも、100年でも使えるようにするような計画をつくろうということですね。その第1弾として橋をやりましょうということでしょうか。では、その計画はいつぐらいにどういうふうにつくるのですか。橋ではなくて公共事業全体ですが、なければ橋からでも結構です。

坂本土木部技監 今年度、公共土木施設ということで全体の概念を取りまとめています。20年度から具体的に橋梁という部門が最も我々の生活の中で緊急性が高いからです。全体の中でこの進捗を見ながら、例えば今後、トンネルや下水といったものに逐次、取り組んでいきたいと考えています。特に橋梁については、国が今後、橋梁についているいろいろやる場合には、この計画がなければ補助をつけないということです。ほかのものにはまだそんなことがありませんので、我々としては当面、これに力を注いでいくということです。

山下委員 ほんとうに大変いいことだと思うので、ぜひとも頑張ってください。しっかりした計画をつくっていただきたいと思います。
この予算概要書にはアセットマネジメントの手法を導入してと、はっきり書いてあります。では、アセットマネジメントとはどういうことなのか教えてください。

小島道路管理課長 橋梁を財産と考えて、適切な管理の中で、管理費が効率的になる方法で維持、補修をしていくという考え方です。

山下委員 インターネットでアセットマネジメントとは何かと見れば、橋梁のことが最初から出ていました。こういった情報化の中で活用していきましょうということも書いてありましたが、そういうこともかなり考えてやろうとしているのでしょうか。

小島道路管理課長 この計画により、コスト削減を図ることが目的の1つにあります。

(県営住宅管理費について)

山下委員 大いに頑張ってくださいと思います。
土44ページの県営住宅管理費ですが、現在県営住宅というのは、全体で

何戸あるのでしょうか。市町村ごとにどんな分布になっているのか教えてください。

三枝住宅課長 県営住宅は公営住宅法による県営住宅ですが、95団地21市町村に7,421戸です。市町村を全部申しましょうか。

山下委員 上位5つぐらいでいいです。

三枝住宅課長 甲府が2,569戸、34.6%、吉田が310戸、4.2%、南アルプス市793戸、10.7%、甲斐市717戸、9.7%で、主なところになります。

山下委員 先ほど公共事業の長命化計画の中に県営住宅も入ってくるかわかりませんが、やはり県営住宅も、建物を建てれば当然、老朽化してきます。こういう予算がついていて、改修していかなければならないということですね。公共事業費もかなり減っていますから、なかなか状況的に今、新規のものを建てるということは難しい状態にあります。どうしてももう壊さなければいけない、耐震の部分などで新しいところに移さなければならぬような新規の計画は何かあるのですか。

三枝住宅課長 県営住宅については、平成12年度に策定した山梨県の公営住宅ストック総合活用計画に基づいて整備しています。ただ、県営住宅については、何しろたくさん個数を整備しており、40年代、50年代の初めにかけて建てた住宅が千戸あります。それが大変老朽化しています。現在、県としては、新規の県営住宅建設はとめており、限られた予算の中で老朽化した住宅をどう改善していくかという方向です。その上で、老朽化し、狭小水準に合わないようなものでバリアフリー対応をしていないといったものの建てかえを今、鋭意進めているところです。

山下委員 当然新規のものはなかなか難しいと思いますが、これから新しく県営住宅を建てていく場合には、わざわざ地価の高い甲府より、もう少し住環境のいい郊外に出ていただくことも十分考えていいのではないかと思います。
(木造住宅耐震化支援事業費について)

次に土48ページの一冊下にあるように、木造住宅の耐震化に向けてずっと取り組んでいるわけですが、今度、新しい補助金もつけて進めていくということですね。古い住宅については市町村に申請を出せば県からの補助が出るということですが、これまでの成果を教えてください。

望月建築指導課長 まず、改修する前に耐震診断をしていただくことが大事であるため、平成15年度から補助事業をスタートしており、19年度も確定して、5年間で3,990戸の診断が終わっています。

実際の改修は平成17年度から事業としてスタートしていますが、19年度まで3年間で75戸について事業が活用されています。

(やまなし建設産業活性化支援対策費について)

竹越委員 やまなし建設産業活性化支援対策費について、名前は建設産業の活性化ということですが、大変深刻な内容を持っているという印象を持っていました。今年度も関連した事業に取り組んでいて、それなりに注目していたのですが、

私自身の認識も深刻さが少し薄く、このところは特に長田組土木の民事再生手続も、またつい最近ではコミヤマ工業が再生をあきらめた状況もあり、急に深刻さがましてきた感じがします。

状況については、私が言うよりも当局からご説明があったほうがいいと思います。いずれにしても、行政がこういうことをお手伝いしなければならぬ状況はほんとうに深刻だと思います。それにしても、全体的にはアンケートもなさっているようですが、建設業界、団体はどんな認識を持っているのか、まずお伺いします。

丹澤土木次長

建設産業は、建設業協会や電気協会などのいろいろな団体の方々と昨年も意見交換会を何回も行いましたが、その中でも、いまだかつてない厳しい状況の中にあると一様におっしゃっていました。

竹越委員

公共事業を含めて普通建設事業は平成10年をピークにずっと下がってきていて、10年から比べると約半分ぐらいかもしれません。県内の業者は、県の建設事業のウエートが結構高く、県の普通建設事業が半分近くになってきているときに、業者数は少し下がっているけれどもあまり関係ないです。

もっとさかのぼってみると、特に公共事業、あるいは一般もそうですが、それまでは建設投資、需要量がどんどん増えてきましたから業者数もどんどん増えてきました。言ってみれば担っていたいただいてきたような感じがします。ただ、その後はずっと下がってきています。

現状でもかなり問題があり、おそらく普通建設事業はこれから先、そう伸びるような状況にはなく、仮に少し景気が回復したとしても、そんなに増えないと思っています。そういう意味では、大きいところだけではなくて小さいところもかなり倒産されているように聞いており、倒産という格好は大変悲惨な状況ですから、むしろ、店を畳むにしてもきれいに畳んだほうがいいのかなと思います。

ですから、活性化支援で目指す方向とすれば、事は建設産業の活性化なのですが、どんな方向を念頭に置いているのか伺います。

丹澤土木部次長

一昨年からやまなし建設産業活性化支援対策を始めていますが、その当初から我々が目指す、建設産業がこれから目指すべき方向として、3つの方向に整理して取り組んできています。

1つは技術力、経営力の強化ということで、現在の仕事をより技術を高め、経営力を高める方向で頑張られる方も当然いますので、それに対してもお力をお貸しします。

2つ目が経営の多角化、新分野進出で、今回の当初予算の中に計上させていただいている新分野進出の関係について、初めて県も本格的に1千万円を投入して、そのことも後押ししています。経営の多角化と新規事業の後押しをしています。

あと1つは企業の合併や連携もせざるを得ないため、その後押しもしていくといった、3つの方法で考えています。

竹越委員

個々の事業者は幾つか選択があるでしょうが、例えば建設業協会のように中心の組織があります。そういうところは組織として傘下の事業者がさっきおっしゃったような状況なわけですから、県ではそういう考えをお持ちのことは今、わかりましたが、業界団体としてどんな方向をみずから持っているのか聞きましたか。

丹澤土木部次長 業界から体系だってこういった方向を目指すという形でのご意見は全くいただいていませんが、お話を伺う中では、基本的に我々が目指す新分野の方向に進まざるを得ないという認識だと思えます。

竹越委員 予算もそうですが、対応する組織も新設しながら力を入れることはよくわかります。もちろん既にアンケートをとりながら建設業者に対しては県の考えも伝わるようなことはあったのでしょうか。ただ、相談があったらそれに応ずるといふ、単純に普通建設事業の量の動きと行政相談だけの受け身よりも、かなり能動的に動かないと状況は改善されないとも思いますので、そういう意味でこういう組織をつくり、予算も計上しながら対応するわけです。そのときに、業者に対してもそういう意思を持っていただかないと動けないわけですから、そういう意識づけに対しても県としてはどのように考えていますか。

丹澤土木部次長 一昨年からの事業を始める中で、新分野進出に関して、専門家の講演をいただいたり、新分野に進出した企業などに事例発表をしていただくなどの啓発活動をしてきました。来年度からの新分野進出の取り組みの中に1千万円の補助金もあり、いきなりそちらへ飛び込んでいただいても結構ですが、我々とすれば、新分野進出のためのスタートアップセミナーを計画しています。これは単なる講演会形式ではなく、ゼミナール形式のように30人ぐらいで2日間ぐらいかけて、山梨県の中で新分野に進出するとしたら、どんな分野が有望だとか、新分野進出に当たってはどんなことを心がけていくかということをお勉強していただく機会も設定しようと考えています。その上で補助金ということですが、補助金も2段階に分けて、計画の策定、調査、プランニングの段階でまず補助金を用意します。それを踏まえて、さらに実際に新分野の進出にかかるときには、その分野の補助金を用意するというように、段階的に考えています。

竹越委員 新分野に展開ないしは手を伸ばすことができれば大変結構ですが、仮にそうするにしても、長年、土木でずっとやってきて、経営的にも今は大変になっているわけですから、ほかに守備範囲を広げ、進出する意欲がある人、持てる人はそんなに多くないという印象です。どこまで行政がお金を出して支援するのかという難しいことですが、いずれにしても早くやらないとだんだん難しくなるという印象を持っています。

もう一つ、そういう畑上に乗らなくて困っているところもたくさんあるのではないかと思います。それは相談に来ないからしょうがないのかもしれませんが、せっかくこういう事業を実施するなかで、こういう相談にも来られないところもたくさんあるのかもしれませんが、そういうところに対しては何か考えがありますか。

丹澤土木部次長 今度は通年の体制で専門の相談員を置いて常に経営の問題など、いろいろな問題にお答えできるようにしますが、そういうところへ出てこられない方についても、県の入札参加名簿に登載されている方々に対しては、昨年もそうでしたけれども全員のところに案内を差し上げて、中小企業診断士を派遣したり、巡回相談などもさせていただいています。その事業も今年度、また継続する予定ですので、なかなか出てくるのが難しい方についても、できる限りの支援はしていきたいと思えます。

竹越委員

昨日も、森林環境部の審査で鷹野委員から関連したお話をさせていただきましたが、今、土木からは他分野に進出しています。今度は受け入れるというのか、農業も、林業も、商工もあるのかよくわかりませんが、この間ローカルガバナンスの勉強をさせていただいた中では、それらとの連携も、建設業者だけでなく、新たな展開をしようとするといろいろな難しい問題もあるとのことですから、幅広い連携体制が必要ではないかと思っています。

いずれ、予算委員会でもできれば取り上げる気持ちはありますが、とりあえず土木の立場から、どんな幅広い連携について考えているのかお聞きします。

丹澤土木部次長

新しい活性化支援対策の中には、関係する部局や庁内の機関、組織との連携もより強化しようということだと思います。昨年からも連携は図っていましたが、言うなれば担当者レベルでの情報交換にとどまっていた。これからはある程度、組織の責任者に来ていただいて、活性化支援対策会議を設ける中で連携して、建設事業の新分野への進出とか、各分野等の情報提供を呼びかけたいと思っています。

それから、県の部局で言えば土木建築、森林環境部、商工労働部、農政部及び関連する各所属を考えています。

(住宅供給公社事業促進費について)

前島委員

土43ページの住宅供給公社事業促進費、約32億円について、特に公社分譲事業支援補助金の問題を含めて聞きたいと思います。

かねて、公社の運営については大変厳しい状況が続いており、その体質を変えていくことについて、議会でも議論を重ねていますが、特に未処理の分譲地問題について平成19年、20年でその分譲地すべての処分を終えて完売していく計画が出されていますが、その実現性について現況を伺います。

三枝住宅課長

現在、住宅供給公社は平成16年度末に策定した経営計画に基づいて事業を進めていますが、18年度末に196戸の分譲地が残っており、平成19年と20年に196戸を完売するという経営計画です。現状は、2月末の状況ですが、平成19年度には123戸、平成20年には73戸を売るという計画のもとに、平成19年度は、現在のところ110戸の分譲を予定しています。達成率は約90%で、196戸に対して今の110戸を引いた残りの86戸が仮に平成20年度に回ったとしても、今年度の実績から完売は可能であると考えています。

前島委員

次に、供給公社が現状で取り組んでいる事業分野に対する経営状況について伺います。

三枝住宅課長

公社が展開している事業は、現在、住宅地の分譲事業と特定公共賃貸住宅を含むと7千7百戸になる県営住宅の管理事業、また、甲斐市の響が丘にある事業用資産について、くろがねや、オギノ、レストラン街などへの賃貸事業、さらに、特定優良賃貸住宅や高齢者優良賃貸住宅など、民間で整備したものの管理を受託しており、経営状況については、平成18年度の決算では1億4百万円の黒字となっています。

前島委員

市町村営住宅の管理委託業務への進出という問題については、現状はどん

な状況か伺います。

三枝住宅課長

そのような話も出るには出ましたが、経営計画の中には市町村の管理受託までは出ていません。

前島委員

住宅供給公社の損益計算書、貸借対照表などを見させていただき、累積の欠損金46億円を初めとして、今の状況について一般会計からの補助金によって支えられており、経営形態については将来的な展望の中で明るい見通しが見受けられません。かつて住宅供給公社は、低廉な住宅を提供して勤労者の皆さん方に大きく寄与していく歴史的な使命を持って取り組んできました。しかし、今日、民間活力が非常に充実してくる中で、公社のあり方がもう時代の要請に必要な事業としてはなじまないのではないかという考え方をし、できるだけコンパクトに経営を縮小していく方向に努力していかなければいけないのではないかと、この土木の委員会に所属するたびに繰り返し申し上げ、決算書にも列記させていただいた経過があります。

民間ができることは民間にすべてを任せていくという今日の流れからすれば、県営住宅という持ち物、県の持ち物についての取り組みは続けていかなければなりません。いろいろな業務委託の問題も含めて、他の分野にまで進出することは厳に謹んでいく方向で取り組んでいくべきだし、思い切った経営改善について前向きな検討を喫緊の課題として取り組むべきだと思っておりますが、今後の住宅供給公社に対する取り組みについて、県としては今後、どのように経営全体を見直す計画を進めようとしているのか伺います。

三枝住宅課長

現在、平成20年度までの経営計画の着実な実行を進めていますが、その中ではプロパー職員の数を4割減らすということで、平成16年当初の22人を21年の4月には4割減の13人、職員給料は5%減、管理職手当は50%減として進めています。しかし、もともとの簿価と時価との乖離が大きいため、県から2億4千万円の補助をいただいておりますが、今の経営計画を着実に実行していくなかで、分譲資産の分譲がなくなりますと、あとは手持ちの賃貸事業の収入と、県営住宅の約7千7百戸の管理委託分の収入で公社の経営をしていかなければならないため、できるだけコスト削減を図っていく考えです。

また、平成20年4月から、3公社一元化で役員や管理部門を統合することで、統合効果があらわれることを期待しておりますが、それらを含めて、経営はあくまでコスト削減をして、21年からまた関係各方面の議論をいただく中で経営計画を新たにつくる格好になるかと思っております。いずれにしても県営住宅の管理、所有している土地の賃貸収入で賄える範囲で公社を維持していく格好ではなからうかと思っております。

前島委員

今度の新しい取り組みの中ではできるだけ縮小という方向で、ビジョンを掲げて取り組むべきだと思っております。やはりもう民間に託していく方向で歴史的に判断していくべきだと考えて、国も住宅供給公社の存廃についてはそれぞれの地方自治体の判断にゆだねるところまで来ているわけですから、そういうことについてどうか取り組んでもらいたいと思っております。

(地域高規格道路等計画調査費について)

土13ページの地域高規格道路等計画調査費4千4百万円、新山梨環状道路等の整備を推進するための調査にかかわる予算について伺います。高規格の道路計画ですが、私たちが見て、これは高度経済成長時代に策定した計画

で、やはり路線問題で北回りのルートなどが問題で非常に難航していて、少しずつですけれども進められてきていることは結構だと思いますが、盆地の平らな部分について、これをあまり高架式にすることについて私はいかななものかと思います。景観や、高架にした場合にはその両側の土地利用がかなり制限を受ける可能性が非常に高く、非常に不経済な部分も感じられるため、できるだけこの平面で使う努力をすべきと考えますが、これらについては見直していくといった余地があるのでしょうか。

小池道路企画室長 現在は地域高規格道路として新山梨環状道路を計画しています。この地域高規格道路の経緯としては、まず道路は高速道路が一番上にあるわけですが、これは大体80キロほどのスピード設定でつくっています。それから、一般の道路は大体30キロから50キロぐらいのスピードになるようにつくっています。そうすると、その間の、高速道路と一般道路の間のギャップはものすごく多く、それをスムーズに連係する目的で地域高規格道路として、今の新山梨環状道路は行っています。1つ例にとりますと、アルプス通り線が4車線でバイパスへ抜けましたが、あれは中心の道路として平面ですと整備しています。既に信号が20から30ぐらいできており、かなり交差点において交通のスムーズな走行を妨げています。

そうすると、どうしても道路の速度がやはり30キロ台などになってしまうため、地域高規格道路という、もともとの高速道路と一般道路の連係を目的として整備しようということになった場合には、ある程度は高架道路として、一般道路と交差が少ない構造にせざるを得ないと考えています。

前島委員 環状道路は山梨県の盆地の中をぐるぐると回る、非常にエリアは小さいものです。小さいものですから、そんなに急いでどこへ行くという感じも一面あります。県内外を結ぶような道路とはちょっと規格的に違うと思います。山梨の盆地をぐるぐると回る環状道路については、もう少しそこに居住する住民の生活環境の問題や、土地利用の価値の問題に対する配慮が平らな部分についてはあってしかるべきではないかなという話を、よく現場の皆さん方、住民の方々からも受けたりすることがあります。そういう点で検討していく課題はないのかを今、質問しています。高規格道路の性格はよくわかっています。わかったうえで、そういう配慮を加えていく課題はないのかどうか、聞いていますので、それを教えてください。

小池道路企画室長 当然、沿線の方々の利用も考慮しますので、必要なところに側道等を整備して、沿線の方にもご利用していただけるような構造は検討しています。

(一般競争入札の拡大と支援対策について)

前島委員 竹越委員からも質問がありましたが、特に山梨県の場合は、いわゆる大型倒産が建設業界に集中し、最近の状況であれば額も件数も、今、建設業界が非常に大きな荒波に直面しているという話は繰り返しているところですが、その中で20年度から新しい入札制度の見直しが具体化していったら、1千万円以上の入札がすべて一般競争入札という枠組みの中に、試行段階から実行段階に入ってく流れになっていきます。その中で、中規模とも言えない、どちらかというファミリー的経営となる小規模経営をしている状態の方々や、職方の皆さん方にとって、この入札制度の実行を通じて新たな課題に直面してくるのではないかと心配しています。

この波及的影響をどのように県の土木部としてはとらえ、その課題につい

て、もちろん予算措置で支援体制をとりますが、今のような状況が完全実施されていく中で、相当淘汰ということが具体化してくると思います。それについていろいろと情報提供を含めたいろいろな取り組みをしていくということですが、やはりかつての拡大と膨張の時代、建設の人たちの景気対策というともう金融政策を通じてやる方向と、国、県、地方の財政を拡大するいわゆる財政拡大運用の2つの柱で戦後の景気調整をしてきました。そのことが結果的に体質の改善をおくれさせてしまったこの業界の泣きどころになっていることも事実です。そういう点では、もっともっと温かい手を差し伸べて具体的な資金対策を含めたいろいろな支援体制をいま一つ、腰を入れてあげる必要があるのではないかという感じがしています。

そのことを含めて、1千万円以上を、いよいよすべて指名競争入札から一般競争へ移行していく流れの中での影響をどう受けとめて、判断して見ているのでしょうか。それとあわせて支援策をより厚いものにすべきだと思いますが、2点について伺います。

丹澤土木部次長

まず一般競争入札の拡大の話ですが、昨年3月末に公共調達の改革プログラムを策定して、その中で、以前から山梨県においては一般競争入札の段階的拡大を図ってきたわけですが、そのプログラムにしたがい、平成19年度には3千万円以上はすべて一般競争入札、1千万円から3千万円の3割程度で試行してきました。というのは、1千万円から3千万円はCクラスの方々です。そんなに大きくない、小さい企業の方々ですので、発注者側というよりも受給者側、応募される方々についてなれていただくという意味で1年間、試行してきました。その結果、業界の方々も特に問題はなかるうということをおっしゃっていただいたので、この4月からは1千万円以上の一般競争入札に踏み込んでいきたいと考えています。プログラムの中では一応、1千万円までで、それから先については一般競争入札の拡大の予定はありません。

一般競争入札の拡大が中小の業者にとって厳しい側面があるのではないかと先生のご心配があるかと思いますが、入札の方法が指名から一般競争入札に変わるだけで、事業量については変わっていません。より参加は公平に、透明性の中で行われるわけであり、その点については特に一般競争入札にするからマイナスの作用というのは、本県の場合にはごく一部の業界では最低制限価格のところまで抽選が行われている業界もありますが、大多数の業界ではまだそれほど過当競争にはなっていませんので、1千万円以上の一般競争入札の拡大をしても、それが直ちに経営を圧迫して苦しい状況に追い込むことにはならないと想定しています。

また、支援策については先ほど竹越委員にお答えしたとおり、18年度から活性化の支援策を行ってきましたが、20年度には専門の組織をつくって、通年の相談体制を整備するとともに補助制度についても、新規分野への補助金、あるいは合併・連携の促進についても誘導策を導入していこうということで、工事量を増やすわけにはいきませんが、工事量以外のところで、業界の皆さんに県としてできる最大限の支援をしていこうとしています。

(やまなし建設産業活性化支援対策費について)

望月委員

やまなし建設産業活性化支援対策費に関連してお聞きします。業者にはA B C Dのクラスがあります。その中でAとB、AとCが合併をこれから進めていく中で、合併したときに今までのCクラスの業者がAと合併したときに、大きくなった母体の中でCクラスの仕事もとれるというような話をこの間、

聞いた気がしますが、それはそのとおりでいいですか。それがもし可能な場合に、今、竹越先生も前島先生も心配しているのは、小企業が大企業と合併した場合に下のランクの仕事もとれるとなると、この公共事業の削減の中で、小規模のCクラスとかBクラスの業者の中で合併できずに単独で経営していく皆さんに対して、20年度実施した場合の対策を考えているか教えてください。

丹澤土木部次長 合併に対する優遇措置は金銭的な支援ではなく、入札等に当たっての優遇策です。現在、考えているのは、経営審査の点数があり、これは客観的に全国一律で計算されるものですが、それに主観点というものの、基本的には技術点が多いわけですが、それを加えて、加えた点数でその会社の土木とか建築でいえばAからDまでランク分けをしています。そのランク分けをする主観点、県で加える点数の中へ、合併したところについては一定の期間、割り増しをしよう、かさ上げをしようということが1つです。

ランクアップの場合、一定期間、直近下位の等級も有することになっています。先ほど望月委員がAとCとおっしゃいましたが、そういうケースがあるかどうかは別として、仮にAとCが合併してもAとCの仕事ができるということではなく、直近下位と考えていますので、AとCが合併したらAとBの仕事を一定期間できるようにしたらどうかということは今、原案として建設業協会へ検討をお願いしており、現在、検討中ということです。

県の発注自身もAランク、Bランク、Cランク、Dランクの比率を急激に変えるという考えは持っていません。2年に一度ランクの更新をしていますが、そのときにも、全体で事業量は減っていくわけですが、その減り方は大体同じようにそのランクに応じて減らしていこうという考えで今までも進めています。ということで、その制度を導入したから小さい企業が割を食って圧迫されるということはないのではないかと考えています。

望月委員 1千万円以上の一般入札ということで、業界の中でも、この公共事業の削減によっても競争化が激しくなると思います。当然自主自立の中で力をつけてくる企業もありますが、今言った期限つきのような話は、結局、そうした合併などを推進する中で、県としてもそれだけの配慮をしていくと考えてよろしいですか。

丹澤土木部次長 合併を促進するという意味で、ランクが異なる同士が合併した場合については、基本的に一定の年数に限らせていただこうとするものです。異なる地域間で合併した場合の地域の点などについては現在検討中です。

(道路橋りょう関係の債務負担行為について)

望月委員 土11ページの債務負担行為の内容で聞いておきたいと思います。橋梁については、大体新しい橋ができれば古い橋は撤去するということがあるようですが、新橋と旧橋が距離的に離れていて商店街へのアクセスや生活道路としての不便さがあるときに、地域からの要望があれば、やはり撤去せずに地元の声に配慮できるような場合もあるのでしょうか。それとも、もう新しい橋ができれば古い橋はすべて撤去するのですか。

上田道路整備課長 新しい橋をつくる場合には、現存する橋が機能的に使えない、または古くなったときにかきかえという話が出ますので、当然、そこにある橋そのものが使えず、それに代わって橋をつくるということです。当然、そこには橋の

右岸でも左岸でも両側に商店街などがあり、当然そこを利用している人たちがいますから、大抵はその橋の近くにつくることが多くなります。そういう場合には、工事などのときに障害になるということで、新しい橋を近くにつくった場合には大抵の場合は旧橋をとらざるを得ません。これは河川管理上の問題です。

ただ、今度、橋のつくりについて、例えば南部橋等もそうだと思いますが、機能的にもう少し離れていたほうがいいのではないかという場合については、一定の距離を保つことによって、河川管理者がこのくらいなら大丈夫だという判断に立てれば橋を残す場合もありますし、とらなくて済む場合もあります。ただ、管理する側が、例えば県道の場合で、その県道のかわりとして新しい橋をつくりますと、その古い橋そのものをだれが管理するかということがあり、それはまた地元との調整の中で、地元で管理していただけるということであれば残すこともできるでしょうし、ケースバイケースということだと思います。

望月委員

わかりました。

(県営住宅管理費について)

土44ページで先ほどからも出ている県営住宅の関係で、家賃の滞納については常に問題になり、よく督促を出したりしているようですが、おそらく入居するときには必ず保証人をつけると思います。その保証人がついている以上、ある程度、こういう滞納に対しても、その保証人にも責任の一端があると思いますが、それらの対応を県ではどう考えているのでしょうか。何回督促してもこれだけ毎年滞納者が増える中で、それでは保証人をつけている意味がないような感じもしますので、保証人との関係をどう対応しているのか、お聞きします。

三枝住宅課長

保証人にも同じように督促を出します。そうしないと保証人の意味がありませんので、保証人にも厳しく対応しています。ただ、なかなか今、規範意識が低下している部分があり、それでも知らないふりをするとところがあります。そういう場合は、やはり訴訟で対応して強制退去になります。

望月委員

保証人にも督促を出しているということですが、訴訟をする場合、保証人も一緒に、入居者と同時に訴訟にしていますか。

三枝住宅課長

訴訟の場合は、強制退去ということですから保証人は入っていません。滞納金と強制退去を求めるという訴訟ですので、保証人に対する督促は、面談等をしながら行います。

(休憩・再開)

(指導検査費について)

鷹野委員

土3ページに指導検査費がありますが、この内容と先ほどから出ている一般競争入札の1千万円などとの関係を教えてください。

丹澤土木部次長

指導検査費は経営事項審査の必要経費であり、また、入札は電子入札を利用しています。予算上はこれらのシステム統合の業務委託です。

鷹野委員

一般競争入札が施行されることによって、地元の業者に対する評価等も、

この厳しい環境の中で、他県の状況を見ても、地域に貢献している業者等についてはどこかで評価して、地元の企業に対する評価を与えることが必要ではないかと思っています。

そんな中で、特に入札の所管が土木部ということで、入札合理化検討委員会があると聞いていますが、これらで2年に1度、評価を見直すという話も聞いていますが、地域貢献という言葉はいろいろな意味合いも多方面にかかわってくるかと思います。例えば障害者を雇用している企業であったり、また子育て支援に対して取り組んでいる企業、また過日お話しした会社から消防団員を出している企業であったり、多方面で地域に貢献している企業はいろいろあるかと思いますが、この入札の中での評価として地域貢献をぜひ積極的に取り入れることが必要であると思っていますが、このことについてお答えください。

丹澤土木部次長

先ほど申し上げましたとおり、県の公共工事で入札に参加される方については2年に一度評価が出され、そのための経営審査については毎年受けていただきます。これは全国一律の基準で計算されます。それと、主観点といたしまして、これは各自治体によっていろいろなつけ方がありますが、基本的には技術点を主体にして、技術以外のものでは現在、ISOの9000シリーズに入っている、入っていないというのも加点対象にして、客観点、全国一律の点数プラス主観点、その合計点で点数をつけて、上から並べてAランク、Bランク、Cランクと評点しています。

その中の主観点の分について、社会貢献や地域貢献の要素を加味してあるのかというご質問だと思います。現在、平成19、20年という2カ年の更新ですが、今度、平成21、22年で更新しますので、その作業を20年度に行います。その中でまさに地域貢献、社会貢献については建設業協会の方々からも要望をいただいています。防災の協定を結んでいるなど、それは別の総合評価のほうでも加点対象にさせていただいたりしていますが、地域貢献、社会貢献について、我々も総合評点の検討の中で加点していくべきだと考えており、20年度にその作業を前向きにしていきたいと考えています。

鷹野委員

今、入札参加資格の総合評点について、地域貢献に対する評価を付与していくということですが、他部局のいろいろな政策的なものが影響してくるかと思いますが、それらを洗い出した中でぜひいろいろな角度から見た評価をして適正な入札になる中で、なおかつ地域に貢献している企業には手厚く対応していただくようお願いしたいと思います。それについては対応していくということによろしいでしょうか。

丹澤土木部次長

鷹野委員がおっしゃるとおり、今年度、平成21、22年の名簿作成作業をする中で、地域貢献、社会貢献をされている企業について、加点の対象ということで県庁内、いろいろな部署のご意見も聞きながら検討していきたいと思っています。

鷹野委員

地域貢献については、要は審査する段階で、地域貢献という項目を業者が自己申告する前提でいるのでしょうか。それとも、県が基本的にそれに対する調査をするということでしょうか。

武川委員

今、鷹野委員がいい質問をされて、できるだけ配慮したいとの答えがありました。配慮するということは情報がなければ配慮できません。情報を得る

のに業界からも聞いたりするのはいいですが、業界に入っていない人もいます。ですから、皆さんが配慮するか、しないかは別にして、参加資格を出そうとしている人がすべからく情報を伝えられるシステムにしておかないといけません。やりますと言っても、どうやって情報を吸い上げるのでしょうか。その辺をきちとしないと言いつ放しになってしまいますので、それをもう一回、補足してお聞きします。そこが一番重要なのです。配慮しますと言っても、情報がなければ配慮のしようがないわけですから。

丹澤土木部次長 当然、業界にとどまらず、県庁の各部署でそれぞれの行政をしており、そういうところで地域貢献や社会貢献の仕事を評価して、それをメリットとするシステムを何とかできないかと思っています。全国でいろいろな導入事例もありますので、そういうものも参考にして、幅広くご意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

武川委員 非常にいい発言をしていただきましたが、道路の改良や新設をするときに、たまたまB、Cの業者が沿線にいて地域貢献している場合があるわけです。ところが、仕事となるとAしかとれないような状況で、全く配慮されない場合があります。地域貢献を考慮するならBとかCの業者にも指名が必要になるわけだし、そうでなければ何も配慮がないです。言っていることとやっていることが違います。

雪のある地域では、一生懸命、冬には雪かきをします。現状では、一生懸命、雪かきしても、今度は指名で雪かきに関係ないところでもないところがとったりするわけです。だから、その辺を今、課長さんがおっしゃったようなことが実際に反映されるようにやはり気を配らないとまずいと思います。

丹澤土木部次長 武川委員がおっしゃることに関して、今、拡大している総合評価の落札方式があり、これは基本的には一般競争入札でやっていますが、単に価格だけではなく、技術、あるいはこれから拡大しようと思っているのは武川委員がまさにおっしゃるとおり地域社会への貢献を点数化して得点にして、そういうものの合計点で落札者を決めるという制度に今、変えようとしています。今、おっしゃられた中で言えば、災害協定とか除雪の契約をされている方、あるいは特定の路線について維持管理業務を受託されている方についてはプラス点で評価してハンデをつけて、そういう方に有利になるような一般競争入札をしようという方向で来年度から改正しようと考えています。

(ハザードマップ調査費について)

鷹野委員 次に土22ページにハザードマップの調査費が上がっていますが、これは多分、市町村で今、指定流域といいますか、この地域が浸水予想区域ということで作成している内容だと思っています。今回、上がっていますハザードマップが作成されると指定区域の市町村についてはすべて完了するというところでよろしいのでしょうか。

古屋土木部技監 そうです。対象は14市町村ありました。今回の市川三郷町と鯉沢町を実施しますと、一応、浸水予想区域を国でつくりましたもの、県でつくりましたものをあわせて全てが完了することになっています。

鷹野委員 これは国と県と市町村でそれぞれ3分の1ずつ予算を出しているハザードマップ作成ということです。そうなりますと、すべてこれをもって指定区

域は完了するというので、各市町村が当然、主体でやっていることですから、市町村でこれらを情報提供して地域住民に知らしめるのが主眼点だと思っています。しかし、やはり全体的なものについて考えると、やはり県もこういう情報についてはホームページ等も当然、持っているわけですから、これらに反映して、いろいろな角度から情報の共有をすることが必要かと思っていますので、県として対応できる状況をつくっていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

古屋土木部技監　　今までつくってきたハザードマップについては、各市町村でホームページ等を開設しています。ところが、現状、県のホームページからそこにリンクできることになっていませんので、今、ご指摘のとおり、せっかくだけだったのでそれができるように、全市町村のものが県のホームページからも入って行って、浸水区域もわかり、避難場所もわかることにしていきたいと思っています。

鷹野委員　　ぜひ共有できるようなホームページの対応をして、知らせていただきたいと思っています。
もう1点、それと関連するわけですが、土23ページの河川情報システムの保守ということで、これは河川の洪水とか、監視カメラで情報を出すというものなのでしょうか。

古屋土木部技監　　これは県下の重要な河川には水位計を設置しています。さらに、雨量計も設置しており、それらの情報が入り、また入ったものが各事務所にも行けるシステムを以前、つくりました。さらに加えて、監視カメラを設置して、荒川や塩川、濁川といった重要な河川の浸水や取水状況がわかる場所にカメラを設置して、それも取り込める格好にしています。
ただ、今まで、雨量や水位の状況は県のホームページからすぐとれるようになっていますが、カメラの写した状況は、あの家のそばが写ってしまうとか、個人情報保護法上の問題があり、一般の方にお知らせできるかどうかは検討していかなければならないことなので、それはホームページからというわけにはいきません。河川管理者である事務所と本課には入るようにはなりますが、そのような状況になっています。

鷹野委員　　これも情報の管理ということで難しい部分もあるかと思いますが、先ほどのハザードマップの情報の共有と同じように、可能な部分についてはぜひ関連して情報の共有ができるような研究等もしていただければと思います。

古屋土木部技監　　わかりました。今年度、一応、これで最後ということにもなっていますので、検討させていただきます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第三十三号　　平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑　　なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第十五号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第十六号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第四十三号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第四十四号 公共下水道県代行事業施行に伴う受益者負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第四十五号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

質疑

武川委員 作業として法律には市町村の意見を聞いたり、同意を得ると書いてありますが、これはスムーズに話が進んでいるのでしょうか。

山田下水道課長 議案を提出前に市町村の意見を聴取して、既に文書で同意を得ています。

武川委員 私が聞いたのは、法律に書いてあるように意見を聞いて、同意を得るとなっています。その際、いろいろな意見はあまり出ずに、説明したらもう全く

わかりましたという状態だったのか、何か特に問題点はありませんでしたかと聞いているのです。

山田下水道課長

負担金の単価の算出を計画の維持管理費でとりあえず算定しているわけですが、10ページにありますように単価は年々、11年から13年までは上がりましたが、それ以降は年々下がってきています。これはもちろん流入量によって薬剤の量が増えたり、汚泥の量が増えたりしますので若干の維持管理費は増えていきますが、それほど大きい伸びはありません。しかし計算上で入ってくる下水も、水洗化率が上がったり、普及率が上がるたびに増えています。したがって、こういった意味では維持管理費の負担割合といたしまずか、単価自体は下がっていく傾向にあります。

11年から13年になぜ上がったかといいますと、まだまだ接続が少なく、水も入ってくるのが少なかったということで、しかも一部、県が赤字の折には負担しているという経緯がありましたので、逆にたくさんいただいて、赤字をなくすという方法でしたが、14年から16年以降は年々、流入量が上がってきているので、いわゆる市町村としての負担は下がってしかるべきだということで、全体に下がっており、20年度以降、管理費について各市町村にヒアリングにいたり、意見を求めた結果、市町村はすべて問題なくよろしいということで返事をいただいています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(山梨県部等設置条例中改正の件について)

前島委員

新しい県政執行という中で、知事さんの考え方もあって機構改革を各般にわたって進めることについては、基本的に執行部の権限でやることですから、了承せざるを得ませんが、私は、行政というのはやはり県民にいかに浸透するかが最大のテーマだと思います。出先機関を含めて歴代、部局の名称を変え過ぎます。このことは県民の側にとると非常に迷惑なことです。できるだけ伝統美を持ち続けていくことを基本に考えながら、その中の行政のシステムを、時代的にソフト面を工夫することはよく理解しますが、例えば土木部というのは県民みんなが愛着を持つ名称としてストレートにわかりやすい名前です。こういう名前が安易に変わっていくこと自身、長野県なんかを参考にされると、ほんとうに長野というところはほとんど昔のまま、出先を含めてあまり名称を変えません。県民にとって、そこを訪ね、そこに接点を持っていくかという点で名前を一つ変えて、これを浸透させるにはかなりの歳月、年月がかかるものだと思います。

私も県議会議員になって、県庁の長い流れを見てきて、片仮名の横文字をたくさんつくってみたり、いろいろなことをやっていますが、県民にとってあまり評価はないです。県民は高い評価はしていないと思います。ですから、こういうことについては、やはり皆さん方のそれぞれの部局が行政のシステムを変えていく場合における名称の扱いについては、ほんとうに体を張って

頑張らなければいけないと思います。森林は森林です。土木は土木です。河川は河川です。自然の営みと長い歴史と伝統の上に立って、名称というもの、場所というものを県民にとっていかに浸透させるか、浸透をもって県民サービスを図るかということの繰り返し、やはり慎重な対応をすべきだということをお話させていただきたいと思っています。

土木部を県土整備部と改める流れは一体どういう根拠で、どういうふうに関民の皆さん方に利便性を与える、効果的な流れがあるのか。もう一度、改めて聞きたいと思っています。

保延委員長

その前にちょっと申し上げますが、この案件は総務委員会に一括付託をされておりますので、採決もそのとおりであります。そういう意味でありますので、簡略に土木部長からの説明をお願いします。

小野土木部長

大変ありがたいお話を伺いました。県行政で土木の名前は今年で130年になります。非常にさみしいわけですが、ただ、単に物をつくるだけではないという感覚で新しい県土整備部を育てていきたいと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

前島委員

部長にそう答弁されてしまうと、もう感慨無量で何の言いようもありませんが、ただ130年の歴史があります。今、私たちの日本で一番大事なものは、行政を含めて固有の文化をどう守るかということです。国際化社会を迎えて固有の文化をつき合わせて、戦後日本の国は敗戦で固有の文化に自信を失ってしまいました。日本が国際化時代を迎えて、今、求められているのは、一軒の家庭の生活から、行政の身近な仕事まで、もう一回、伝統の重要性、伝統文化の大切さをどうか今後の行政改革に当たっては肝に銘じて取り組んでいただきたいと思っています。

そういうことを皆さん方がもう体を張って40年が経ち、部長も今回、ご勇退されていく流れの中で、長い歴史の中でほんとうに技術者として土木を愛してきました。そういう点で、やはりある意味では頑張るところは頑張ってくれたと思いますが、そう言われてしまうと、全体で決めることですからどうにもなりません、そうしみじみと感じながら、あまり頻繁に機構を変えていくことはやってはならないことだということだけ申し上げます。ソフトを変えればよいことですから、そういう一工夫を行政はそれぞれの部署で検討してもらいたいと思います。

(土木部技術職員の技術力向上について)

山下委員

先日、自民党として建設業協会の方々といろいろお話をする機会がありました。先ほどから業界の厳しいお話を言っていますから、それは置いておいて、その中で、いわゆる県の出先の方々の態度が非常によくはないという話をされました。

私も先日、地元の石和を所管している峡東の合同庁舎に行ってみました。当然、連絡しておきましたので、特に対応が悪いということはなく、普通に県会議員の山下さんが見えましたと言っていました。当然、皆さんは現場の最前線でいろいろやってらっしゃるから、態度がいいとか悪いという話はその人のとりようにもよりますから、それは一概に、業者がそう言ったから、はい、わかりましたという言い方はできません。

ただ、その中で、いわゆる昔に比べて技術者の方の持っている技術力が落ちているのではないかという話をされました。それは設計や測量といったこ

とがよくわかってないのではないのかということ業者の方々が言っているということです。だから、何かやるにしても書類がなかなかすぐ返ってこないとか、一回で言ってくれればいいのに、ここを直せ、またこうだ、またこうだ、またこうだと、同じことを何回も言うようなことです。一体、いつになったらオーケーしてくれるのかということも少し言っていました。

土木の中で技術職員を直接、採用しているのかどうか。採用はどのような形になっているのか。また、その人たちの教育をどのようにしているのかお答えください。

丹澤土木部次長 土木の技術職員についても、事務職員と同様、人事委員会で選考、試験を行い、名簿に登載して、知事に提出して採用するという事です。土木で独自に採用しているということではありません。

山下委員 当然、そういう形で優秀な人たちに集まっていただいて、土木に来ましたということになるわけですね。配置をすると。それも人事課が配置をするという話でしょうか。そうなってきたときに、その人たちが学校から卒業してきて、どういう教育をされているのでしょうか。ただ単に現場に行って、覚えなさい、勉強しなさいという話ですか。何かきつと実施していると思いますので、それを教えてください。

樋川技術管理室長 技術職員の研修については計画的な育成に取り組んでおり、現在、土木部の技術の専門研修として、新採用の職員のほか2年目、27歳、35歳、といったところで段階的に研修を積んでいます。技術職員は、ただ専門技術能力だけを養えばいいということではなく、最近は危機管理能力や業務管理能力、政策形成能力といったものが総合的に求められていますので、段階的な研修を積んでいます。

山下委員 そうトータルでやっていけばすばらしいミスター山梨県、県庁の星になれるのですが、その前の段階で、要するに極端なことを言えば、その人が測量もできません、レベルも見られません。図面を見てもよくわかりません。それでは総合政策能力の以前の話ですが、その辺はどうですか。

樋川技術管理室長 当然、そういった初期の段階で必要となるものについては、新採の研修から27歳くらいまでにメニューとして取り入れています。

山下委員 私はそんなことを言われるのはほんとうに悔しい思いでした。業者の人から能力が落ちているとか、しまいには測量できない、レベルも読めない、大体図面を彼らはほんとうにわかるのですかなどと言われるのも、単に口の悪い人もいるかもしれません。でも、何かどこかできつと、全部が全部そうではなくても、少しはそういうところもあるのかもしれない。ですから、やはり大いにそこのところは教育していただいて、そんなことを言われないようにしてください。

やはり、県庁の中にも、マスコミの人たちがいるからあまり言いたくないですが、施設の建物を建てたら、先生、あれはすっかりコンサルにだまされてしまいましたなどと言う人も中にはいます。結局、経済だとか、景気の動向だとか、いろいろそういうものがありますから、必ず建てればもうかるということならみんな、もうかってしまいますが、実際の話、つくってみたら、この技術は全然おくれた技術だったとか、もっと別の方法がありましたとか、

そういう話が後から出てきます。それでは、一体何なんだという話になってしまいます。

それは、我々ももっとしっかりチェックすべきですが、やはり執行部サイドとして、つくり上げていくときにきちんとした目で見ていくように、別のところでそういう教育を怠ってしまうと、同じようなことを繰り返してしまうのではないかと感じていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

(入札制度の考え方について)

あと1点。先ほど入札制度の話が出ていました。また後で新聞記事なども持ってきますが、今はとにかく一般入札制度を実施する方向で世の中がずっと走ってきています。山梨県の場合には談合などいろいろな事件があったこともあって、取り組んでいて、全国的にも競争によってコストを下げていこうということです。

ちなみに福島県では逆の動きがあり、指名競争入札を復活させています。それはなぜかといえば、何でも安ければいいという話ではないということです。先ほど質問させていただきましたが、できるだけ橋梁の寿命を延ばしていこうという中で、そのベースのところでは一生懸命安くすれば、当然、見ばえというわけではないですが、材料も少しは落とさなければいけなくなっていき、いいものができなくなります。やはりそういうことも含めると一概に何でも一般入札がいいとは思っていません。それについて感想だけでもお聞きします。

丹澤土木部次長

山下委員の一般競争ではなく、逆に指名競争入札を増やそうとしている県もあるというご意見です。新潟や福島で一部、そういう動きがあることも承知しています。それはやはり理由があると思いますが、全面的な一般競争入札、価格だけの競争をした場合にはやはり弊害が生じて、地域で地道に社会貢献、地域貢献をしながらやっている建設業者が駆逐されてしまうケースがあり、そういう自由競争に任せていいのかという反省の中から動きが出てきているものと考えていますが、そういうものを避けるために指名競争に戻るのではなく、我々が目指しているのは、単なる価格だけの競争ではなく総合評価落札方式を拡大することによって、単なる価格の競争ではない、ほんとうに技術を持って、経営もしっかりして、地域にも貢献している企業を入札制度の中で選択していこうという方向を拡大しようとしています。

総合評価方式については、価格だけではなく技術も点数化します。先ほど申し上げましたが、災害協定や除雪、維持管理業務の委託など地域に貢献している分も、その中で点数として評価して、合計点で落札者を決める制度ですが、それを20年度においては3千万円以上の工事のうちの約3割で実施しています。行動計画の中にありますが、この割合を21年度には5割、22年度には9割ということで、その比率を高めていこうと考えています。

山下委員

全部指名競争入札ということはなかなか難しい時代ですからその辺はわかりませんが、やはりそういう部分も頭に置きながら、ぜひともやっていただきたいということです。

それと実際の話で、少し細かい話になりますが、今日、コミヤマ工業さんが倒産ということになり、橋梁の部分でHグレードの技術を持っているところは山梨県では飯田鉄鋼とコミヤマ工業の2社しかない中で、2社の1社がなくなるということになると、別に飯田さんが独占しようということではなくても、そういうふうになっていきます。

その中で、長田さんの件など、いろいろ建設業が厳しい中で、下田次長さんも東京からお見えになっているからぜひとも聞いていただきたいのですが、実際の話、たしか25億円か26億円以上の物件に関してはWTOの関係で、要するに一般入札にしなければいけないという感じですね。

はっきり言わせていただければ、その仕事もできるなら山梨県の人たちにやってもらいたいのです。なぜかといえば、我々の税金です。確かに国から補助金をもらったりしているかもしれませんが、東京の業者が出てきて、仕事をとって、また東京で税金を払うようなばかな話はありません。それでいて、山梨県の人たちの仕事はどんどん減って行って、もし、長田組がそういうところをとらせていただければ、ほかの仕事も別の会社に行くことになるわけです。

確かにWTOの問題があるかもしれませんが、その辺はもう少しやはり考えていかないと、間違いなく地方と東京の格差はどんどん膨らんでいきます。極端なことを言えば、分割するということはなかなか難しいですが、WTOの中でも、この仕事に関しては2つに割っていいですよと言えるような技術があるとか、そういう形で県内の業者がやれるような形をつくっていかないと、いつまでたっても山梨県の業者の技術が上がらないということになります。私としてはぜひとも考えていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

丹澤土木部次長

WTOは国際的な政府間の取り決めであり、それについて一自治体でその仕組みを変えることは当然できません。意図的に工区をWTO逃れで分割したということになりますと、これも国際協定違反ということで国の省庁から、クレームも来ますので、基本的には意図的に県内事業者にとらせるために工区を分割することはルール上、許されないという現状です。ただ、WTO案件というのはめったになく、17年以来、2年間ありません。

山下委員

残念ながら本県にはあまり大きな物件はないにしても、ぜひとも少し考えていただきたいのは、それに近い数字のものでも、大手の会社は特に営業力も技術力もいろいろあるかもしれませんが、やはりぜひとも県内の業者のAランクの方々がやれるような仕組みをつくって行って、そしてまたその業者に仕事を一生懸命してもらって、たくさん税金を納めてもらって、そしてまたその税金を県が使って、いろいろな道に使ったりするというように、基本的に税金というのはそう回っていくものだと思っています。山梨県みたいに小さな県のお金がどんどん外に出てってしまうと、当然、貧乏になるに決まっていることです。そんなことを含めながらお話させていただきました。

竹越委員

まず入札制度に関して伺います。

先日、土木から入札制度に関して、今、予定価格は全部事前公表されているということでしたが、この一部について事前公表をやめて事後公表にしたいという話がありました。その内容について改めてお聞きします。

丹澤土木部次長

予定価格の事前公表については、平成14年度の中途から県が発注するすべての公共工事の予定価格を公表しています。ただ、予定価格は事後公表があくまでも原則です。しかし、ご承知のとおりいろいろな事件等もあり、全国的な自治体の動きとして事前公表が現在、主流です。ただ、事前公表でいろいろ弊害も起こってきています。全国的には事前公表をすることによって、その最低制限価格といったところへ集中して抽せんの事例が増えるという

のは本来、非常に好ましくない話であるということがありました。

ということで、本県においても現在、すべて事前公表としている仕組みを一部改めて、20年4月からは必要に応じて事後公表とすることができるという形にしたいと思っています。ただ、それは全分野で全体的にということではなく、現在、抽せんが多発しているような特定の業種がありますので、それらを念頭に置きながら、予定価格の事後公表を取り入れていきたいというところです。

竹越委員

少し踏み込んでお答え願いたいのですが、発注者側から見れば最低制限価格のところ受注してもらえますから、一応、安くていいわけです。ただ、それでもなおかついろいろ弊害があるとのことですので、その問題があった部分をさらに説明してください。

丹澤土木部次長

山梨県の場合には、建設業の業種の中で現在、抽せんが多発しているのは実は管の業界が典型です。昨年度と今年では、管のAクラスが参加できるのは2千万円以上ですが、そのレベルのところで見ますと昨年度、約6割、今年度、約7割が抽せんという異常な事態になっており、しかも管の業界も非常に苦しくて、管の業界のAクラスの会社がこのところ、倒産も目立つという、明らかに好ましくない競争状態にあるということが念頭にあります。

竹越委員

過剰な競争と言っていいのでしょうか。いずれにしても、入札制度は何が一番いいのか、なかなか難しいとは思いますが。予定価格を公表すれば担当者は平和でいいでしょうが、競争性を高めると、過剰な競争が起きて業者が大変だということも確かにあります。ある程度、競争性を高めるために公表することは意味があったのかなとも思います。公正な入札執行は大変難しいことですから、私どもは別に否定するわけではありません。その辺のところはきちんと説明していただいて、いろいろ試行錯誤を繰り返しながら、よりよい入札制度を組み立てていくのが望ましいと考えています。

それで、補正の審議のときに、流域下水の電気工事の契約案件で更新がありました。あのときに1件のみの入札参加だったわけですが、それも事前公表ということですね。一応、確認します。

丹澤土木部次長

事前公表です。

竹越委員

そういう入札参加で予定価格が出ているわけですね。それでいて参加は1社でしょう。そういう入札はどう考えたらいいのでしょうか。予定価格は公表されているわけですよ。

丹澤土木部次長

補正のときにお話しした気もしますが、やはりシステム関係のものについては最初に工事をしたところがどうも有利ということがあり、他の業者が採算等を考えて参加しないのではないかと思います。

竹越委員

それはわかります。1社以外は入札参加しないからいいと言えそうですがもしもれませんが、何となくさっぱりしません。かといって事前に予定価格は公表したわけですから隠すわけにいきません。何となくすっきりしない面も少し感じていたのです。ですから、この点についても、今後の入札制度改革の中で少し考えてもいいのかなという気がしますが、いかがですか。

- 丹澤土木部次長 事後公表を導入する例としてそういう過当競争にある業界の例を挙げましたが、それ以外にも委員がおっしゃられるようなケースについても検討の余地はあるかと思えます。
- 武川委員 結果として1社ということは、1社になるようになってしまったのです。例えば土木の職員がよく頑張っているから表彰したいという場合ですが、仮に部長さんを表彰したいと思ったときに、部長さんは体重が大体何キロですか。
- 小野土木部長 71キロです。
- 武川委員 身長は。
- 小野土木部長 165センチです。
- 武川委員 足のサイズは。
- 小野土木部長 26.5センチです。
- 武川委員 そうすれば、体重は70キロから75キロの人で身長は160から167センチで眼鏡使用という条件をつくっていけば部長のところへ行ってしまうのです。ですから、やはり一番いいのは、言うまでもなく、先ほど山下委員がおっしゃったように法的に、制度的に許容範囲の中で山梨県内の事業者にとってもらうことがもう当たり前の話です。そういかないとしたら、今度は安いほうがいいわけですからやはり1社でも多く入札に参加できるような条件にしておかないといけません。土木部長が優秀ではないと言う人もいるかもしれませんが、条件設定していけばそうになってしまうわけです。体重、身長、足のサイズ、眼鏡使用、性格温厚というような条件設定をすればそうなります。やはり条件設定を考えれば複数の業者が入るようになるとは思いますがいかがでしょうか。
- 丹澤土木部次長 特定の業者だけ入れるような条件を設定することは当然、してはいけないことですし、その点はできるだけ多くの方が参加できる条件を設定して一般競争入札をやっていくという考えです。
- 武川委員 結果としてそうなっていることがやはり問題なのです。知恵が足りないということです。うちの会派の会長に言わせれば汗が足りないということです。
- (入札参加資格におけるISOの取扱いについて)
- 土橋委員 入札のことで1つ伺いますが、先ほどの話の中にISOという話が出てきました。入札の条件の中に、この金額までは要らないとか、ここからはISOがあるとこがいいという条件はありますか。
- 樋川技術管理室長 現在、ISOの条件をつけているのは、一般競争入札では原則として1億円以上です。
- 土橋委員 ISOを取るのに指導している人から聞いた話ですが、特に土木の関係だとかいろいろな関係で、現場へ来て例えば川をつくっている人、道路をつく

っている人たちが、ISOの何たるかを全然知らない人たちがみんなで一生涯懸命やっていますと。ただ、入札にかかわるためにISOにお金をかけて、しかも更新にも金がかかり、取るときにも専門のその人を雇わなければなりません。でも、その人たちが現場に出ているかといえば全然出ていません。その段階で、その入札をとるためだけで、実際に工事現場に来ている人たちはその下請けも含めて、ISOが何たるかもわからない人たちが来ているということで、ISOで縛ってしまうのはどうかと思います。実力や技量はあってもISOは要らないと思っている会社は一切とれません。落札した2社は間違いなくISOを取っている会社だったと思いますが、もう少し枠を簡単にする方法もないのかと思いますが、どうでしょうか。

樋川技術管理室長 発注者として、品質保証を期待することは当然のことだと思っています。ISOも私どもはそれなりの資格だと思っていますし、実際、現場で作業する人たちが、先生のおっしゃるような形でISO独自を知らなくても、会社として品質を向上するための1つの施策として取得しているものですので、それなりの評価をしていくつもりです。

土橋委員 ISOを取得するために指導している人からの話を聞いたのですが、取っておいてくれれば、県が楽だからというだけのことになっていないかというのが、現場で感じていることではないかと思います。

樋川技術管理室長 ISOそのものが仕事をとるための1つのパスポートという考えは誤っていることだと思っています。ですから、会社として、組織として、品質を確保するための1つの手段として活用するということで評価していきたいと思っています。

土橋委員 現に1億円以上の工事になれば持っていない場合は入札できないですね。

樋川技術管理室長 一般競争入札の参加資格として義務づけていますので、取得していない業者は参加できないということになります。

土橋委員 ですから、とりあえず取らなければだめというだけのものになってはいませんかということなのです。

樋川技術管理室長 取らなければだめということではなく、品質を確保する上では有効なものですので、それを活用することによって品質を確保したものが発注者としても受け取れるものだと思っています。

土橋委員 別に言い争いをするつもりも全くないですが、県庁も持っていますが現にISOというものの自体が出先機関のすべてのところまでちゃんと認識されて、それが活用されているのかと思います。今言ったのはそういうことです。実際に入札が1億円以上のものは持っていなければ入札参加できないということですから取ってあるけれども、実際、現場の人たちのところまで行き届いていないという情報から、何か意味がないような気がするということを耳にしましたからお聞きしました。

樋川技術管理室長 今、先生のおっしゃられることについては、よく現場とも確認をとって、

活用状況も点検していきたいと思います。

(県内大手企業の倒産に対する県工事の対応について)

竹越委員

長田組土木に関する工事について、私も見て大変衝撃を受けました。県の工事もたくさん施工されており、マスコミ情報ではいろいろ書いてはありますからその限りでは承知していますが、この場で改めて確認をさせていただきたいと思っています。

現在、長田組土木が受注し、施工している工事が、JVを含めると数でいえば12ぐらいで、JVを含めて30億円ぐらいあるのですが、一言で言えば民事再生手続中です。今後の工事の成り行きが心配されるわけですが、改めてこの点について、相対的にきちんと施工される見通しがあるのかどうかお聞きします。

丹澤土木部次長

竹越委員がおっしゃるとおり現在、13件の支払いがまだ終わっていないし、今、工事中のものがあります。中には完成検査が終わって支払いを待つ状態など、状態はいろいろですが、完全に片がついていない状況です。

竹越委員

工事でほぼ完成しているものは、それでいいですが、進捗度が低いものの中にはあります。現在、完成していないものについて、もうやらないということなら構いませんが、そうではなくてやると言っている工事は現実に動いているのかどうかという点については確認しているのでしょうか。

樋川技術管理室長

現在、出来高が上がっていない3カ所が未着工ですが、そこ以外はすべての現場が動いています。

竹越委員

工事が動いているということは、おそらく単独で受注している工事も下請の業者などが、それぞれいるだろうと思います。あるいは、JVの工事も、いずれも長田組土木が中心になっているわけで、そういう意味ではJVを組んでいる他の業者との関係、あるいは単独で受注しているところについても下請との関係を含めて、工事が動いているということであれば、円滑に進んでいるのでしょうか。

樋川技術管理室長

民事再生法の申請をする前から、同じ下請の業者が施工していますので、そのあたりは下請との話もスムーズに進んでいると思います。企業体で受注している3カ所についても同様の状況です。

竹越委員

さっき進捗ゼロというところが幾つかありましたが、これも見通しとすればきちんと施工していただけるような話になっているのでしょうか。

樋川技術管理室長

会社側からは、すべて責任を持って施工するという意向は伺っています。

竹越委員

今の段階でそれ以上は言えませんが、うまくいかなければ別の方法が確保されていると思います。難しいのは、再生の手続を進行させながら、一方では完成させることだと思います。そういう意味では、それに向けて県と長田組土木の間での接点はあるのでしょうか。

樋川技術管理室長

その辺の情報交換は、常に新しい情報をとるような形で、私どもが窓口

なっていると思います。

鷹野委員

少し昨日と状況が変わったところがありますので確認させていただきませんが、荒川の橋が3月15日に完成、引き渡しということを知っていますが、今日の新聞では、昨日まで聞いた状況と方向性が変わってきたという感じがありますので、説明をお願いします。

上田道路整備課長

昨日のお昼ごろには、私もまだ新聞報道の形になることは聞いていなかったのですが、その時点の状況をお話ししたところですが、まだコミヤマ工業では橋はかけたいということです。

工事内容は、芦安へ至る橋の上部工の製作とその架設ですが、大体上部工の製作まではできており、その架設をしようとするところで事業がとまってしまったということです。3月15日が工期になっており、私どもとするともう工期が間に合わないという感覚はありました。ただ、コミヤマ工業が、仮に延滞するような感じになっても続けたいということでしたので、様子を見ているということです。

現場に関しては、この湧水期のうちに何とか橋を架設しないと、今度は橋梁そのものの完成に大きく影響してきます。昨日の夕方に情報を得る中で、そうなればもう円滑に橋をかけることはできませんので、その後の工事もあります、すぐに橋をかけられるような準備を始めたところです。

その他

・第二号議案「山梨県部等設置条例中改正の件」及び第四号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」については、総務委員会に一括付託され採決が行われることになっているが、当委員会の所管に含まれる部分があることから、土木部からの説明を受けた。

・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。

・本委員会が閉会中もなお継続して調査を要する事件は別紙のとおり決定された。

・本委員会が二月七日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県内調査について、議長あてに報告したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 保延 実